様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	[redacted] 渡邊 均	地位の承継	承継人の住所及び氏名		
開発許可の年月日及び番号	平成27年 7月21日　受米建指第 1561 号		承継(受理)年月日		承継の原因

許可内容

開発区域に含まれる地域の名称	米子市 西福原六丁目 1014番 3 西福原六丁目 1014番 2 西福原六丁目 1013番 1 西福原六丁目 1012番 2 西福原六丁目 1009番 1の一部 西福原六丁目 1008番 西福原六丁目 1005番 西福原六丁目 1004番 6の一部 西福原六丁目 1003番 3
開発区域の面積	変更前 2,106.77㎡ 変更後 2,068.85㎡
工区別面積	
予定建築物等	共同住宅　(自己用以外)
法第41条第1項の規定による制限の内容	

変更許可

年月日	変更の内容
平成27年 8月28日	開発区域の変更に伴う開発面積の縮小及び擁壁設置位置の変更

完了検査

工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号
	平成27年 9月 3日	平成27年 9月 7日 受米建指第 2287号	平成27年 9月10日　第 197号

備考

1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等

2 許可条件

(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること

(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること

(3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること

(4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません